

白子町監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求について、監査した結果を次のとおり公表します。

令和8年5月1日

白子町監査委員 地引久貴

白子町監査委員 大多和秀一

記

第1 請求人
（白子町在住者）

第2 請求の内容

請求人から令和8年3月4日に提出された住民監査請求書及びその事実を証する書面の内容をまとめると以下のとおりである。

（令和8年3月4日住民監査請求書）

第1 監査請求の趣旨

白子町が地域おこし協力隊員Aに対して支出している活動経費について、地方自治法第232条の規定に基づく公金支出として適法であるか重大な疑義があるため、地方自治法第242条第1項に基づき監査を請求する。

第2 事実関係

提出された請求書には、多肉植物栽培用種子購入費、植物種子購入費等が活動経費として計上されている。

また町の回答によれば、当該隊員は活動経費年間上限である約200万円を既に使い切っており、住居費等の固定費の支払いも困難な状況であると説明されている。

第3 法的根拠

地方自治法第232条は、公金支出は公益上必要な場合に限り行うことができると定めている。

また地方自治法第2条第14項は、地方公共団体は最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政を運営しなければならないと定めている。

第4 本件に関する具体的疑問

1 多肉植物栽培用種子購入費は白子町の委託事務に該当するのか。

- 2 多肉植物の栽培は白子町から委託された地域振興事務であるのか。
- 3 当該種子から育成された植物の所有権は誰に帰属するのか。
- 4 契約終了時に当該植物は白子町の財産となるのか、それとも隊員個人の財産となるのか。
- 5 当該植物が隊員個人の財産となる場合、公金支出の法的根拠は何であるのか。
- 6 活動経費年間 200 万円の執行状況を自治体はどのように管理していたのか。
- 7 年度途中で活動経費が枯渇した理由は何であるのか。
- 8 活動経費の執行管理責任者は誰であるのか。
- 9 種子購入費等が地域振興事業費として妥当であると判断した根拠は何であるのか。
- 10 当該支出が地方自治法第 232 条の公益性要件を満たすと判断した理由は何であるのか。

第 5 監査を求める事項

- 1 本件活動経費支出の適法性について調査すること。
- 2 多肉植物栽培事業の委託事務該当性について明らかにすること。
- 3 成果物の所有権及び財産帰属を明確にすること。
- 4 活動経費の執行管理体制を調査すること。
- 5 違法又は不当な支出が認められる場合には必要な措置を講ずること。

(添付されている事実証明書)

(令和 8 年 3 月 4 日住民監査請求書)

1. 委託型地域おこし協力隊活動計画書 (A)
2. 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書
3. 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託仕様書
4. 委託料請求書 (令和 7 年 3 月 31 日)
5. 委託料請求書 (令和 7 年 4 月 30 日)
6. 委託料請求書 (令和 7 年 5 月 30 日)
7. 委託料請求書 (令和 7 年 6 月 30 日)
8. 委託料請求書 (令和 7 年 7 月 30 日)
9. 委託料請求書 (令和 7 年 8 月 29 日)
10. 委託料請求書 (令和 7 年 9 月 30 日)
11. 委託料請求書 (令和 7 年 10 月 31 日)
12. 委託料請求書 (令和 7 年 11 月 28 日)
13. 委託料請求書 (令和 8 年 1 月 30 日)
14. 委託型地域おこし協力隊活動日報 (令和 7 年 6 月 30 日)
15. 委託型地域おこし協力隊活動日報 (令和 7 年 7 月 30 日)
16. 委託型地域おこし協力隊活動日報 (令和 7 年 8 月 29 日)
17. 委託型地域おこし協力隊活動日報 (令和 7 年 9 月 30 日)
18. 委託型地域おこし協力隊活動日報 (令和 7 年 10 月 31 日)
19. 委託型地域おこし協力隊活動日報 (令和 7 年 11 月 28 日)

20. 委託型地域おこし協力隊活動日報（令和8年1月30日）
21. 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和7年6月30日）
22. 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和7年6月30日）
23. 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和7年7月30日）
24. 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和7年8月29日）
25. 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和7年9月30日）
26. 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和7年10月31日）
27. 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和7年11月28日）
28. 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和8年1月30日）
29. 領収書等一式
30. 賃貸借契約書

第3 請求の受理

令和8年3月4日に受付した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、監査委員事務局の補正指導の補助執行後、地方自治法第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、令和8年4月14日付けで受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の趣旨及び監査を求める事項並びに事実を証する書面から、委託型地域おこし協力隊活動における「公金の支出」について、白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書や委託型地域おこし協力隊活動計画書（A）、活動報告書、支出関係書類等の関係書類及び法令・要綱等に基づき監査を行う。

2 監査対象部署

町企画財政課

3 監査の期間

令和8年3月4日から令和8年4月30日まで

4 請求人による証拠の提出および陳述

法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和8年3月4日に提出された。なお、請求人の陳述については、令和8年4月21日に実施した。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求（追加資料含む）及び請求人の陳述、関係書類の調査並びにこれらに係る法令等から、次の事実を確認した。

ア 委託契約等の概要

町は、令和7年3月1日付け白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書により、委託型地域おこし協力隊員のA氏と業務委託契約を締結した。

委託契約書及び業務委託仕様書においては、下記の通り 7 項目の個別事項として業務内容が定められている

- ①特産品・ふるさと納税の返礼品等の商品開発
 - ②商品の開発にかかる知識、技能や資格の習得
 - ③開発した商品のマーケティング・プロモーション・販路開拓など
 - ④開発した商品を活用した産業の振興
 - ⑤ SNS を活用した地域おこし協力隊の活動や町の魅力の発信
 - ⑥新たなビジネスモデルの確立
 - ⑦その他、地域の資源や魅力を活用した地域の活性化を推進する活動
- また、同様に共通事項として 6 項目の業務内容が定められている。
- ①地域振興に資する事業との連携や他の隊員との協力体制を構築し、相乗効果を図るものとする。
 - ②地域主催の会合や地域行事等へ積極的に参加するものとする。
 - ③町、隊員及び関係者等の連絡会議に参加するものとする。
 - ④町が行う地域おこし協力隊の広報活動（町広報への寄稿等）に協力するものとする。
 - ⑤業務に関して積極的な情報発信に努めるものとする。
 - ⑥任期後の定住に向けた起業・事業継承の準備を行うものとする。

イ A 氏の活動について

令和 7 年 3 月 1 日から白子町委託型地域おこし協力隊となり活動を開始した。

委託型地域おこし協力隊活動計画書（A）では、活動目的を「陶器鉢と多肉植物の魅力を発信して白子町の活性を試みる」、活動概要を「移住以前から行っている陶芸作家活動と並行して町内の畑で多肉植物の栽培を行う」、活動内容は多肉植物の魅力発信、栽培及び販売、陶器鉢の魅力発信、販売、陶芸教室の開催及び SNS を用いた広報活動としている。活動日数は、令和 7 年 3 月は 20 日、4 月は 20 日、5 月は 23 日、6 月は 20 日、7 月は 22 日、8 月は 22 日、9 月は 22 日、10 月は 22 日、11 月は 22 日、12 月は 23 日、令和 8 年 1 月は 23 日、2 月は 23 日、3 月は 22 日としている。

ウ 地域おこし協力隊員の経費

地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日制定）や白子町委託型地域おこし協力隊業務委託仕様書によれば、地域おこし協力隊員の活動に要する経費は報償費等については 350 万円、報償費等以外の活動に要する経費については 200 万円を上限としている。

必要経費の例は次のとおりとされている。

- ・報償費等（期末手当等の各種手当を含む）
- ・住居、活動用車両の借上費
- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整・住民や関係者との意見交換会・活動報告会等に要する経費
- ・隊員の研修に要する経費

- ・定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費
- ・定住に向けて必要となる環境整備に要する経費
- ・外部アドバイザーの招へいに要する経費 等

A氏が請求した経費のうち資材購入費（多肉植物栽培用種子購入費）は令和7年3月が72,000円、4月は35,200円、5月は83,494円、7月は35,200円である。

エ 町企画財政課の対応

毎月一回、委託型地域おこし協力隊活動月報等の提出時に現状のヒアリング等を実施。併せて、委託料請求書を受領。

オ 成果物について

経費で購入した種子の成果物は町が保有や管理はしていない状態。

第6 監査委員の判断

多肉植物栽培用種子購入費等の委託事務該当性について委託契約書及び業務委託仕様書においては、「特産品等の商品開発」「地域資源を活用した地域活性化の推進」「新たなビジネスモデルの確立」等が委託業務内容として明示されている。

また、活動計画書においてA氏は、陶芸と多肉植物を組み合わせた情報発信・商品化を通じて町の活性化を図る旨を記載しており、当該計画は町の承認を受けている。

これらを総合すると、多肉植物の栽培及びこれに必要な種子等の購入は、委託業務の一環として位置付けられており、委託事務に該当するものと認められる。

多肉植物栽培が地域振興事業であるかについて活動日報・月報、イベント出店実績等を確認したところ、栽培された植物は、イベント出店、陶芸作品との組み合わせによる展示・販売、町外イベントでの町PR等に活用されており、単なる個人の趣味的活動にとどまるものとは認められない。したがって、当該栽培活動は地域振興事業としての性格を有するものと判断される。

成果物の所有権・財産帰属について委託契約書には、成果物の所有権帰属について明文の規定はない。しかしながら、協力隊の報酬・活動費で制作されたものであり、業務内容として明確に位置づけられている

活動経費は、委託型地域おこし協力隊設置要綱及び別表に定める限度額の範囲内で、月ごとの委託料請求、領収書添付、担当課による確認を経て支出されていることを確認した。

一方で、年度途中において活動経費の大部分が執行され、住居費等の固定費の支払いに支障が生じている点については、町による中長期的な執行状況の把握及び助言が十分であったとは言い難い面がある。

地方自治法第232条の公益性要件について本件支出は、町の委託事業に基づき、要綱・契約に従って、所定の手続きを経て行われており、その目的も地域活性化という公益目的を有している。したがって、地方自治法第232条に違反する違法な公金支出とまでは認められない。

第7 結論

町としては、現時点において、成果物の帰属について明確に定めたマニュアルや内規等は整備されていない。しかしながら、本件においては、当該種子が町の活動経費（公金）により購入され、委託業務の遂行を目的として用いられていることから、当該種子及びこれから生じる成果物については、原則として町に帰属するものと推認される。

したがって、当該成果物については、町への返還を基本としつつ、現実的な管理状況や事業継続性等を踏まえ、返還が困難な場合には、受託者であるA氏により町から買い取る方法を含めた整理を行うことが相当である。

なお、成果物の数量・品質・市場価値等が現時点で客観的に把握されていない状況にあるため、具体的な金額を本監査結果において一律に明示することは困難である。

このため、まずは町において、当該種子及び成果物の実態（数量、管理状況、活用状況等）を適切に把握した上で、これまで成果物の管理をA氏に委ねてきた経緯を踏まえ、A氏との間で返還又は買取りに関する協議・交渉を行うことを求める。

当該実態把握および協議・交渉については、特段の事情がない限り、2ヵ月を目途として、町は速やかに是正に向けた対応をするよう勧告する。

以上